識者評論

裁判員制度見直し

民事訴訟にも市民判断を

カリフォルニア大教授　福来寛

ふくらい・ひろし　54年仙台市生まれ。米カリフォルニア大リバーサイド校大学院社会学博士課程修了。90年から同大サンタクルーズ校教授。米国での著書に「人種と陪審」（共著）など。

2009年の裁判員制度施行後、2万人を超す市民が刑事裁判の審理に参加した。その90％以上が司法参加の経験にポジティブな意見を残した。1943年に停止した陪審制度以来、半世紀以上が過ぎて復活した日本の司法参加制度は、市民の司法教育としてすばらしい成果を果たしている。

同時に、この司法参加制度は、在日米兵が起こした事件も一般市民が直接審判できる機会をつくった。10年5月には、沖縄のタクシー運転手への強盗致傷事件で19歳の米兵が裁判員裁判を受け、3人の裁判官と6人の裁判員は懲役3年以上4年以下の不定期刑の有罪判決を下した。米兵犯罪の市民による裁判は、これが日本史上初となった。

裁判員制度と同時に、もう一つの市民司法参加制度である検察審査会制度も改正された。検察の不起訴を11人の一般市民が審査する制度で、2度の起訴相当の議決は拘束力を持つことになり、小沢一郎衆院議員やJR西日本の元社長3人などが強制起訴されたのは記憶に新しい。

この検察審査会制度は米兵犯罪も対象とし、昨年1月に沖縄で米軍属が起こした交通死亡事故では、日米地位協定上「公務中」と見なされ不起訴処分になったが、那覇検察審査会は遺族の申し立てを受けて審査し「起訴相当」と決定した。

その議決をもとに昨年11月に日米両政府は、米軍属が勤務中に起こした事件・事故も米国が刑事訴追しない場合、日本側での裁判を可能とする地位協定の運用改善を認めた。合意後、米軍属は在宅起訴され、禁錮1年6月の実刑判決を受けた。

市民の司法参加は政治家、大企業経営者、そして在日米軍までも巻き込んで、重大な刑事事件の審判で大切な役割を持つことになった。

民事訴訟においても積極的な市民の司法参加が期待される状況が起きている。昨年3月の福島原発事故後、原発所有者の東京電力に対し多くの民事訴訟が起こされた。さらに原発事故の原因解明を通して、東電を含む電力会社やプラントメーカー、学者、政治家や政府監督官庁の官僚等がつくる原発推進の利益団体、いわゆる「原子力村」の存在が暴露され、この権力団体は過酷事故以後も従来の原子力政策を継続しようとしている。

東電や政府官僚の責任を問う民事訴訟で、従来の職業裁判官主導の民事裁判に代わって、一般市民が直接的に司法参加すれば、ある一定の市民感覚や一般人の良識が事実認定に反映する可能性を生む。米国の陪審裁判のように、一般市民が民事訴訟で法的決定権を持つことで、原発事故の被災者を含む市民の人権を守り、保障する機会をつくることも可能になる。さらに一般人の司法参加は、原子力村の権力と産官学の癒着構造に、チェック機関を導入することを意味する。

今年以降、裁判員制度の見直しが行われるが、民事事件での一般市民の司法参加も視野に入れて議論してほしい。民事訴訟で市民判断が取り入れられることは、福島原発過酷事故の大切な教訓を風化させず、今後の市民の司法活動に生かすことにつながるからである。

ニュース笑

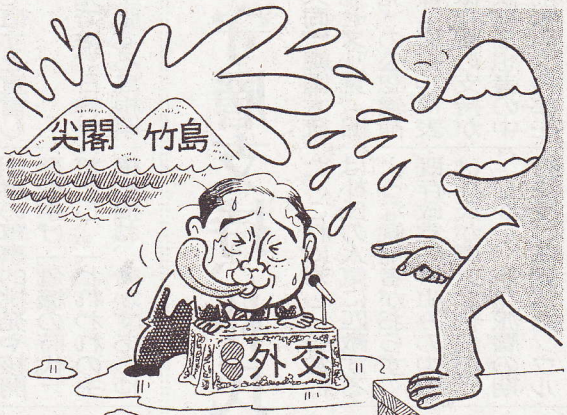

「からいよー！」　はざま隆治

なになぜ

首相官邸に入る野田首相＝20日午前

だ。県警側は地方議員に取り調べじゃない。あくまで聞き取り調べだ」と力説。首相周辺も「軽犯罪法違反だし、おとがめなしではなベントが予定されている。関係者は「中国の公安当局と協議中だ。開催できるかはは っきりしない」と声を落とした。

なるほど

や電力・ガス会社は新たな権益確保に力を入れるが、中国やインドでも需要拡大が見込まれる。脱原発の動きが世界的に広がれば、争「米国には100年分の消費を支える天然ガスが埋蔵されている」（オバマ米大統領）。岩の層に閉じ込

価格高

キツイ顔

Zigen 時言